

長岡市・寺泊町合併協議会
第1回新市建設計画策定小委員会次第

日時：平成17年1月11日（火）
午後4時から
場所：長岡市役所大会議室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 委員長・副委員長選出
- 4 新市建設計画策定にあたって
 - (1) 新市建設計画策定小委員会の役割について
 - (2) 新市建設計画策定の考え方と手法について
- 5 新市建設計画について
- 6 意見交換

長岡市・寺泊町合併による将来構想実現に向けての新市のまちづくりについて
- 7 その他
- 8 閉 会

長岡市・寺泊町合併協議会
新市建設計画策定小委員会委員名簿

| | 区分 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|-------|----|------------------------|-------|----|
| 長岡市 | 行政 | 長岡市助役 | 二澤和夫 | |
| | 議会 | 長岡市議会 市町村合併調査研究委員会委員長 | 大地正幸 | |
| 寺泊町 | 行政 | 寺泊町収入役 | 島田紀男 | |
| | 議会 | 寺泊町議会 町村合併調査検討特別委員会委員長 | 田村勝三郎 | |
| 学識経験者 | | 長岡造形大学理事長 | 豊口協 | |
| | | 長岡大学助教授 | 鯉江康正 | |
| | | 新潟県長岡地域振興局長 | 阿部誠一 | |

新市建設計画策定小委員会の役割について

1.小委員会の位置付け

小委員会は、新市全体のまちづくりの視点から、新市建設計画に係わる検討・審議を行い計画案を策定する機関として位置付ける。

2.小委員会の内容

基本的には、各市町や分科会等での検討を経て事務局から提出される建設計画の内容について審議を行い、計画案としてまとめていく。
(新市全体の施策や事業のアイデアなどについて創造的な意見も含めた議論も行なう。)

3.検討・審議のポイント

| | | |
|----------|---|---|
| 事業検討段階 | ▶ | 資料内容の質疑に留まらない、新市誕生後 10 年間の新市建設に向け、新市全体で行なっていくべき施策や事業のアイデアについての創造的・発展的な意見も含めた議論。 |
| 施策体系整理段階 | ▶ | 全体的な内容審議を主として議論を進めていただき、計画案としてとりまとめ、協議会に提案する。 |

【議論のポイント】

新市将来構想の実現に向けた施策の方向性についての議論
新ながおか市全体の視点による事業・施策の議論

4.検討・審議のテーマと開催タイミング

| 小委員会 | 主な検討・審議のテーマ |
|-----------|--|
| 第 1 回 | <ul style="list-style-type: none"> 小委員会の役割について 策定の考え方と手法について |
| 第 2 回 | <ul style="list-style-type: none"> 「寺泊地域の夢（新市将来構想の概要）」について 新市建設の施策について |
| 第 3 回 | <ul style="list-style-type: none"> 建設計画（案）について |
| 新潟県との事前協議 | |
| 第 4 回 | <ul style="list-style-type: none"> 建設計画書修正案について |

長岡市・寺泊町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・寺泊町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、長岡市・寺泊町合併協議会（以下「協議会」という。）に置かれる小委員会（以下「小委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、調査、審議等を行うものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する者（以下「小委員会委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会委員の互選によりこれを選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、小委員会委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(運営)

第7条 小委員会の運営に関しては、長岡市・寺泊町合併協議会の会議の運営に関する規程に定めるところによる。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

長岡市・寺泊町合併協議会 新市建設計画策定小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 新市建設計画案を策定するため、長岡市・寺泊町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、長岡市・寺泊町合併協議会(以下「協議会」という。)に新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置することとし、その組織及び運営に関しては、同条第2項の規定に基づく長岡市・寺泊町合併協議会小委員会規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、規程第9条の規定に基づき、この要綱に定めるところによるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、規約第3条第2号に定める事務に関し、必要な調査、審議等を行い、新市建設計画案を策定するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に規定する両市町の助役(助役を置かず、又は助役が選任されていない市町にあっては、当該市町の長が指定する当該市町の職員とする。) 各1人
- (2) 規約第7条第1項第3号若しくは第4号に規定する両市町の議会の議長若しくは議員又は同項第5号に規定する両市町の住民の代表のうちから両市町において互選により選出された者 各1人
- (3) 規約第7条第1項第6号に規定する学識経験を有する者 3人

(報償費及び費用弁償)

第4条 小委員会の委員及び規程第5条第4項の規定により委員長が出席を求めた者の報償費及び費用弁償は、協議会の委員に準ずる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

新市建設計画策定方針

1 計画の趣旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づいて作成するもので、長岡市と寺泊町との合併による一体性の確立・均衡ある発展を図るものとする。

2 計画策定の基本方針

- (1) 新市建設計画策定に当たっては、「長岡地域新市将来構想」及び「長岡地域新市建設計画」を基本とする。
- (2) 新市建設計画の策定は、「長岡地域新市建設計画」に長岡市と寺泊町との合併に必要な内容を追記することにより行うこととし、長岡地域合併協議会で策定した内容は、変更しないものとする。

3 計画対象地域

長岡市と寺泊町の全区域

4 長岡市と寺泊町との合併において追加する主な内容

- (1) 新市建設の基本方針
寺泊地域の夢（地域別整備・活動方針及び活動・展開）
- (2) 新市建設の施策
長岡市と寺泊町との新市建設に係る「新市による根幹事業」と「新潟県の根幹事業」
- (3) 財政計画
新市建設のための歳入・歳出の計画

5 策定手順

- (1) 「長岡地域新市将来構想」に基づき、寺泊地域の整備・活動方針を策定する。
- (2) 「長岡地域新市建設計画」に基づき、長岡市と寺泊町における建設計画登載候補事業を検討し、関係分科会等で整理する。それらをもとに小委員会で審議して素案を作成し、協議会における協議を経て計画（案）を作成する。
- (3) 計画（案）は、県知事に対する事前協議及び正式協議を経て、新市建設計画として決定する。

6 構成

「長岡地域新市建設計画」による。

第1章 新市の概況からみた可能性

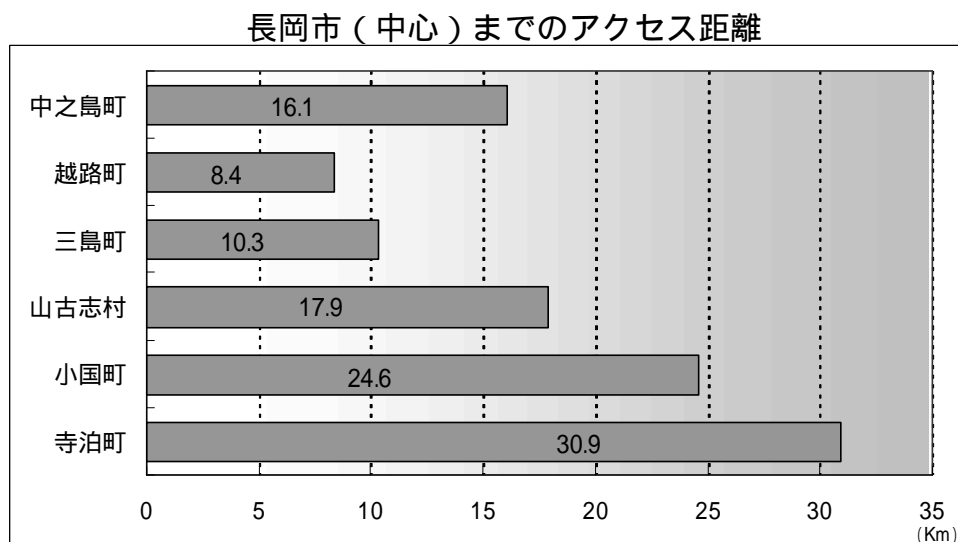
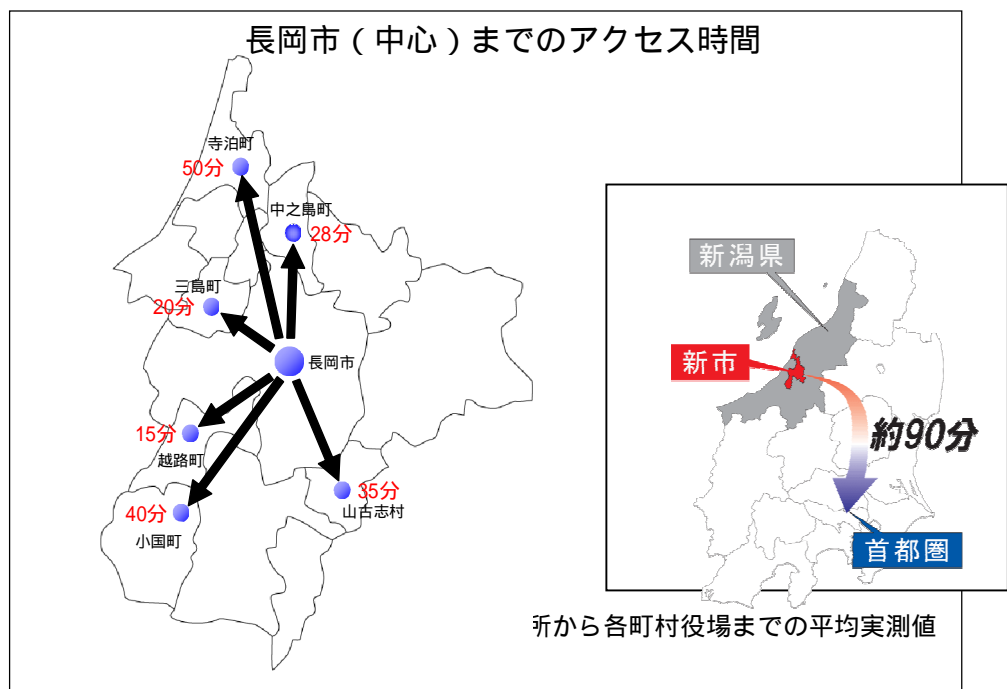
ここでは、新市の現状を概観しながら、新市の持っている特性や今後の可能性についての検討考察を行いました。

1. 新市の概況

(1) 位置・地勢

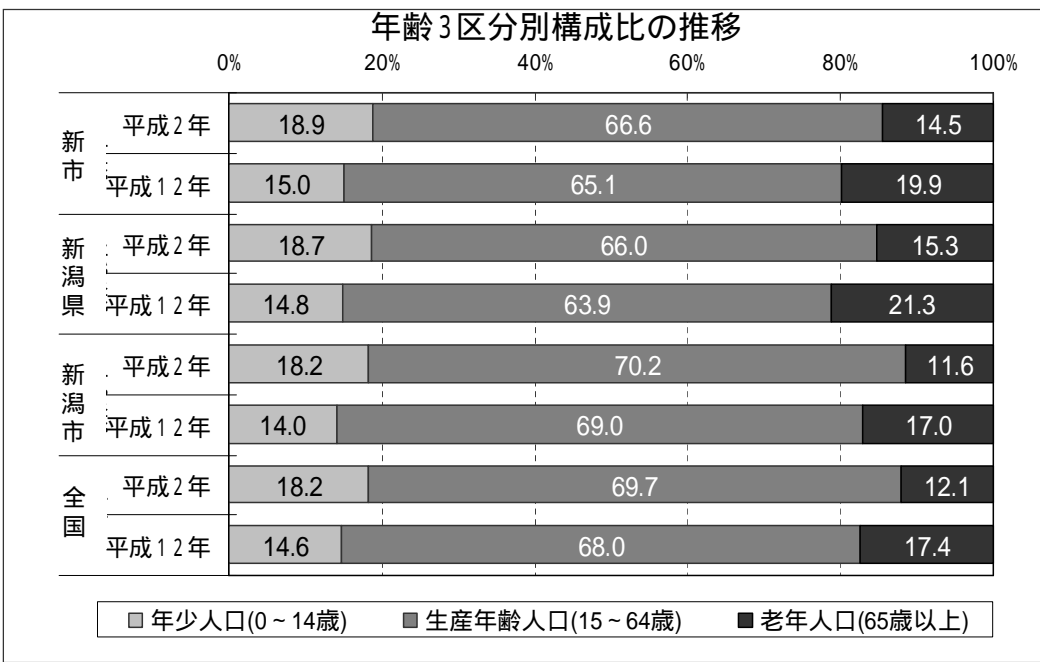
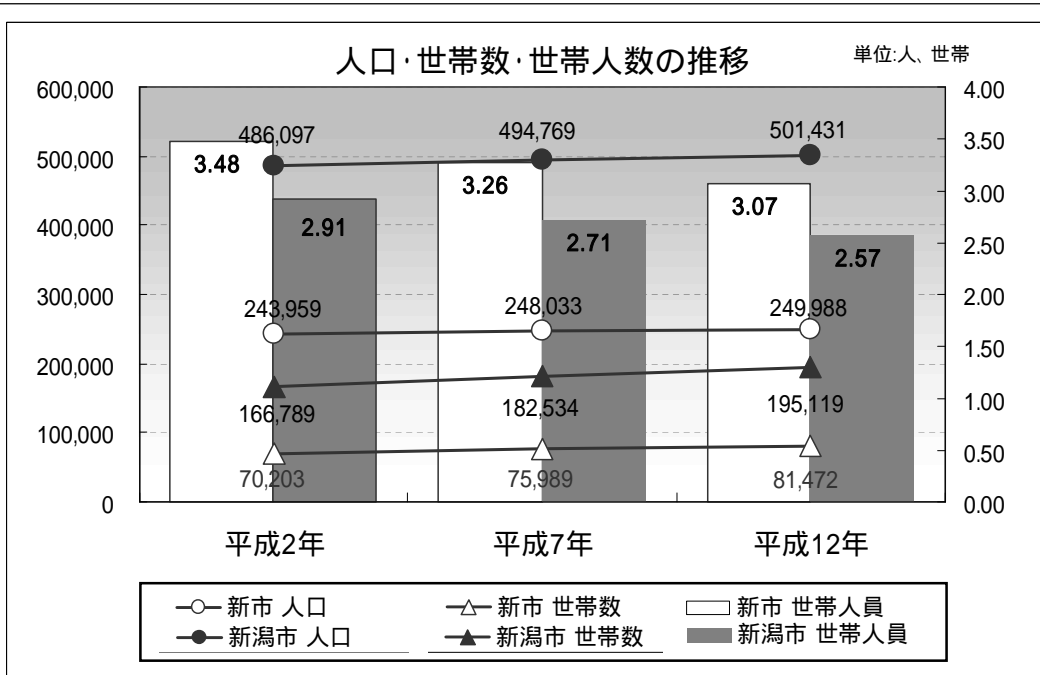
各地域から新市の中心部までのアクセス距離をみると、約 30km 圏域となっており、アクセス時間では各地域が 50 分圏域に含まれます。

モータリゼーションの進展に加え、各地域のアクセス性の高さを活かし、人々の暮らしや地域交流の広域化に対応したまちづくりを一体的に進めていくことができます。



(2) 人口・世帯

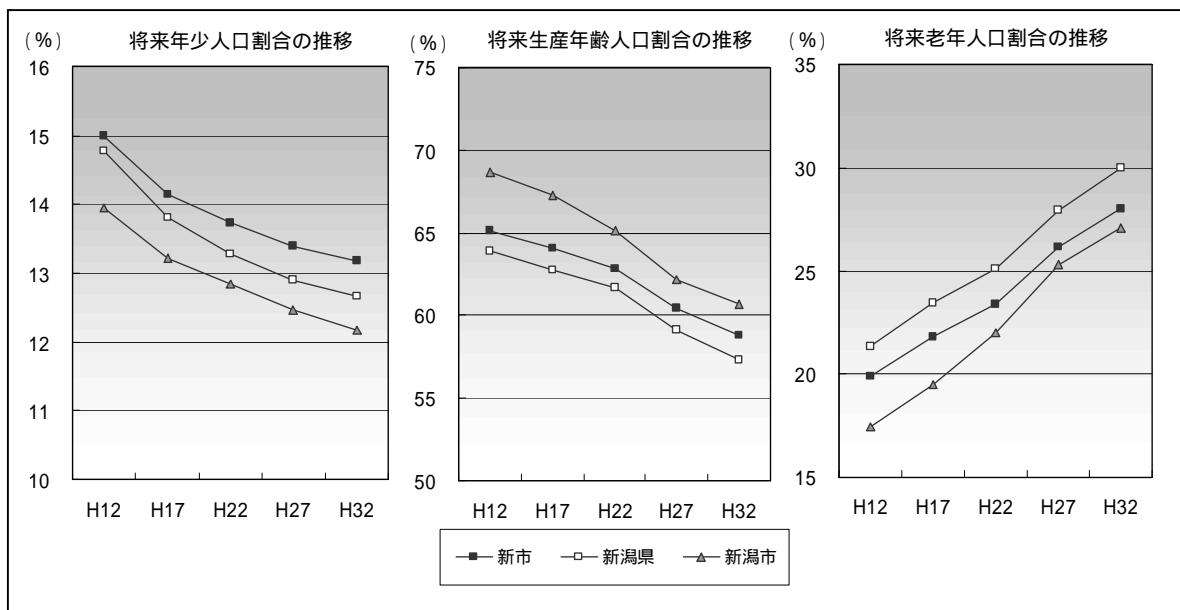
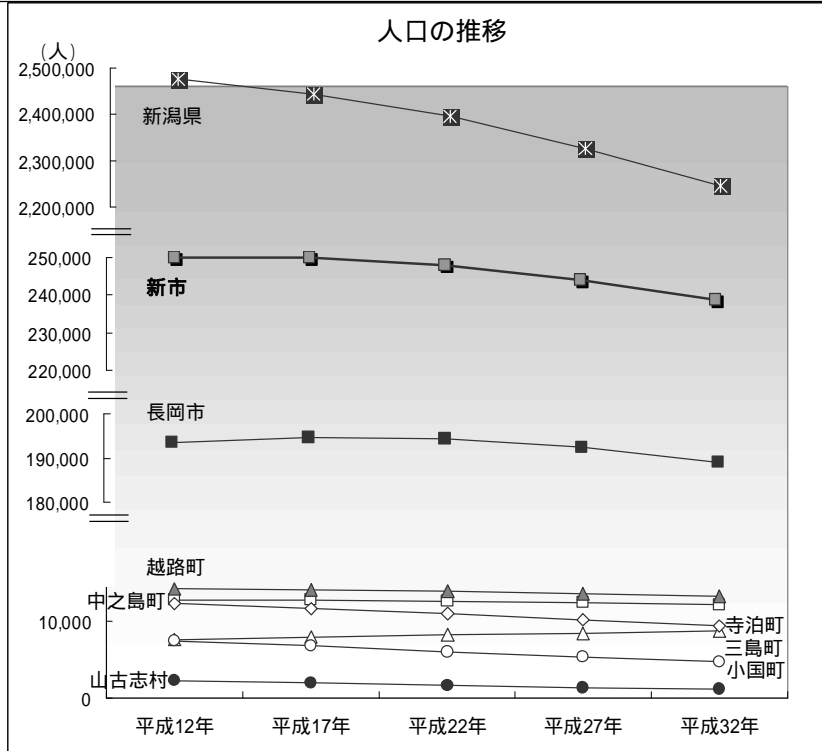
新市の人口は、平成12年の時点で、**249,988**人であり、新潟県総人口の約1割を占めています。
 新市の人口の推移は、緩やかに上昇しています。また、年少人口の割合が比較的多くなっています。



資料：国勢調査

(3) 人口動態の見通し

人口動態の見通しでは、新市は平成17年から緩やかに減少していくものと推計されています。
 年齢区分人口割合は、新潟県・新潟市とほぼ同様の傾向で、年少人口・生産年齢人口は減少、老年人口は増加していくものと予測されます。

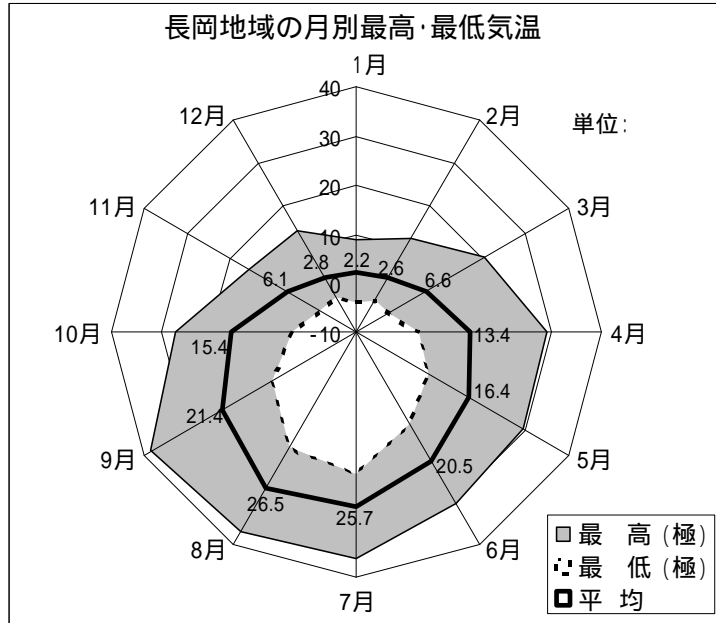


資料：平成14年3月 市町村の将来人口（日本統計協会）

(4) 気象

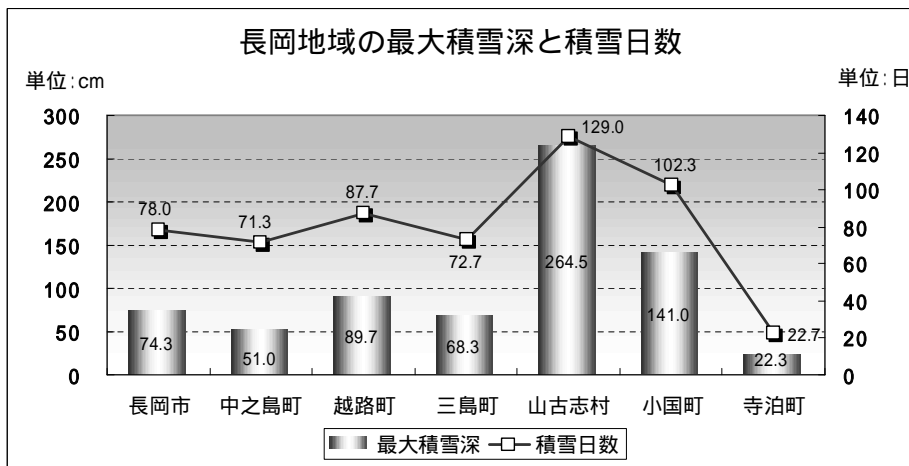
新市の夏期の月平均気温は 25 度前後で、冬期には積雪の多い地域と少ない地域があります。

積雪日数は 22 日から 129 日となっており、こうした気象上の特徴を活かして、雪を利用した観光活動を提案することのできる地域です。



資料: 新潟地方気象台

平均気温は平成 14 年度の毎正時 (24 回) の観測値を平均したもの



資料: 新潟地方気象台
中之島町・三島町役場調べ

積雪深、積雪日数ともに平成 11 年度初雪時から平成 14 年度 4 月最終積雪時までの平均値
積雪日数は、観測値が 1cm 以上の日数

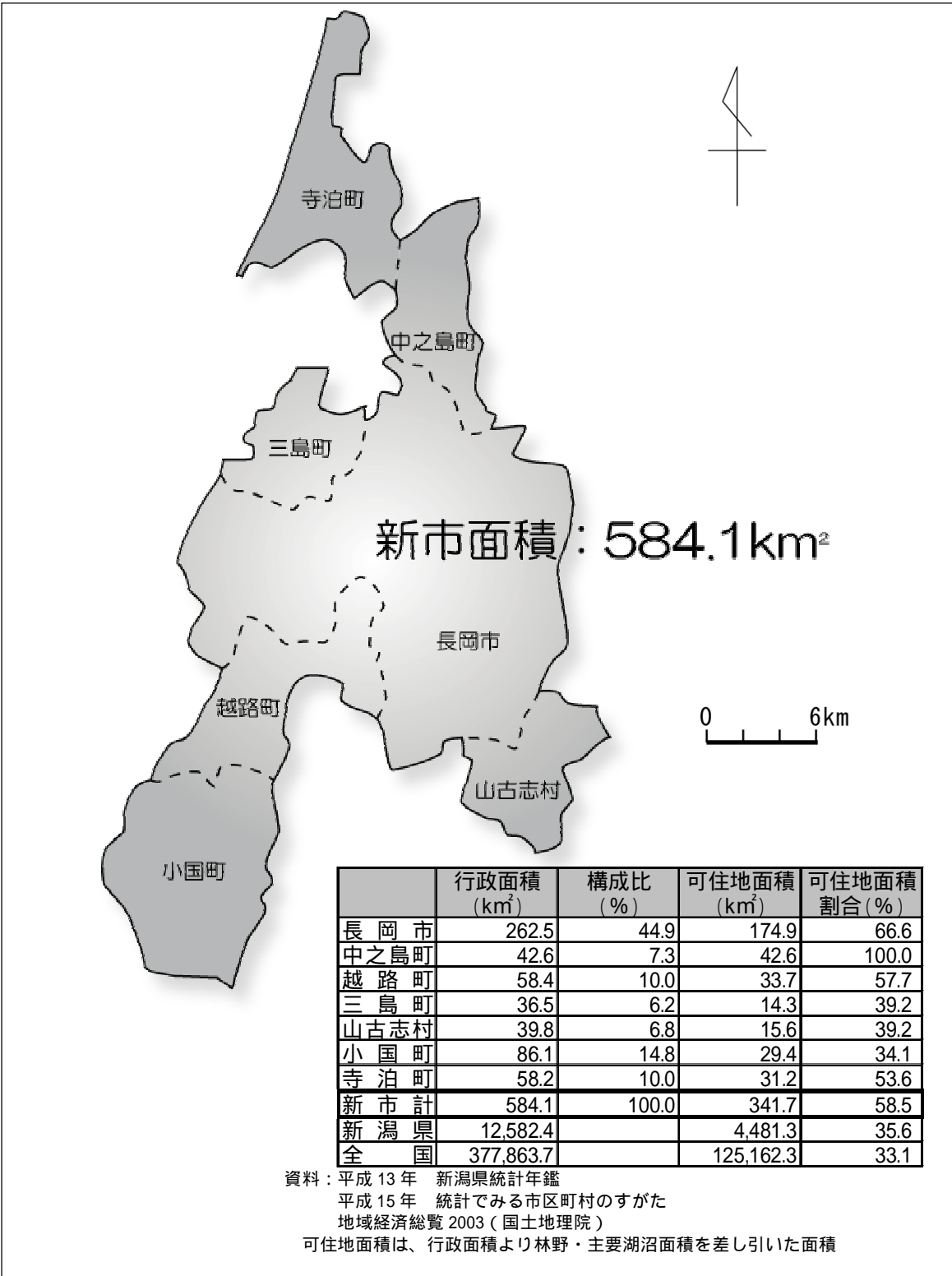
冬期間の晴天率 (平成 15 年度実績)

| 晴天率 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 平均 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| | - | - | 23% | 42% | 30% | - | - | 32% |

資料: 長岡市営スキー場調べ

(5) 面積

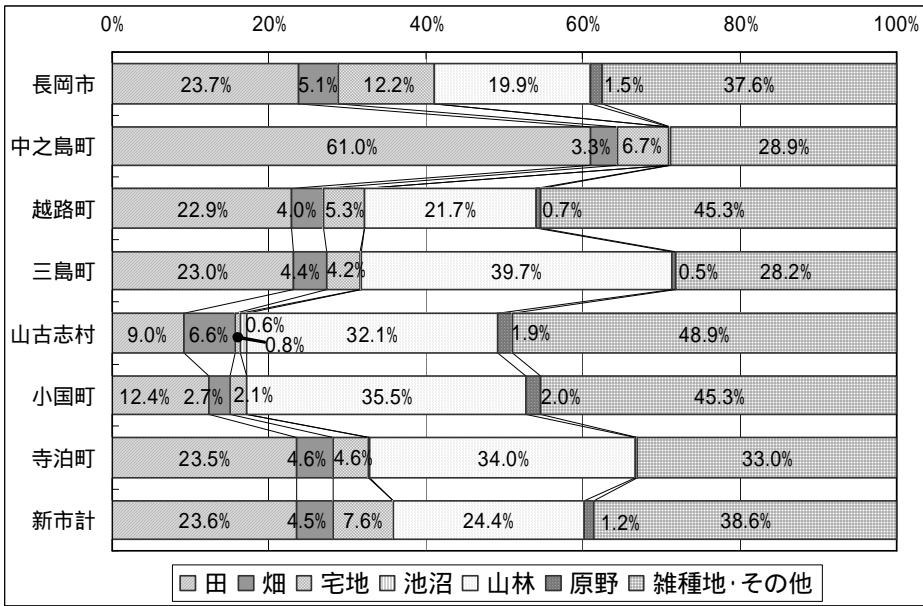
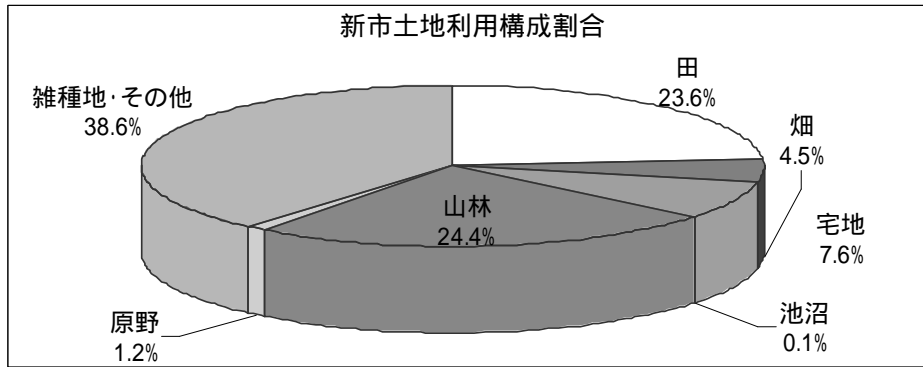
新市における行政面積は **584.1** km² で、新潟県全体の約 4 % を占めます。
 新市は、可住地面積の割合が新潟県・全国より高く約 6 割となっており、平地部の割合が高いといえます。



(6) 土地利用

新市の土地利用の現況をみると、田が全体の23.6%、山林が24.4%を占めており、日本の原風景が残された、自然豊かな地域であることがわかります。

各地域ごとの土地利用に特色があり、さまざまな景観を楽しむことができることから、地域特性を活かしたまちづくりを進めていくことができます。



土地利用状況

単位: ha

| 市町村名 | 田 (ha) | 畑 (ha) | 宅地 (ha) | 池沼 (ha) | 山林 (ha) | 原野 (ha) | 雑種地・その他 (ha) | 総数 (ha) |
|------|----------|---------|---------|---------|----------|---------|--------------|----------|
| 長岡市 | 6,230.3 | 1,334.3 | 3,197.9 | 29.8 | 5,211.2 | 382.0 | 9,859.5 | 26,245.0 |
| 中之島町 | 2,594.9 | 142.5 | 285.6 | 0.1 | 0.0 | 2.4 | 1,229.5 | 4,255.0 |
| 越路町 | 1,336.8 | 232.7 | 308.0 | 8.5 | 1,266.9 | 42.5 | 2,648.6 | 5,844.0 |
| 三島町 | 839.9 | 159.1 | 153.9 | 2.3 | 1,447.8 | 16.6 | 1,027.4 | 3,647.0 |
| 山古志村 | 359.5 | 261.9 | 33.4 | 25.8 | 1,278.8 | 77.0 | 1,946.6 | 3,983.0 |
| 小国町 | 1,064.7 | 234.6 | 183.9 | 2.7 | 3,056.7 | 171.2 | 3,901.2 | 8,615.0 |
| 寺泊町 | 1,367.4 | 266.1 | 268.6 | 4.6 | 1,980.0 | 11.3 | 1,918.0 | 5,816.0 |
| 新市計 | 13,793.5 | 2,631.2 | 4,431.3 | 73.8 | 14,241.4 | 703.0 | 22,530.8 | 58,405.0 |

雑種地・その他の内容

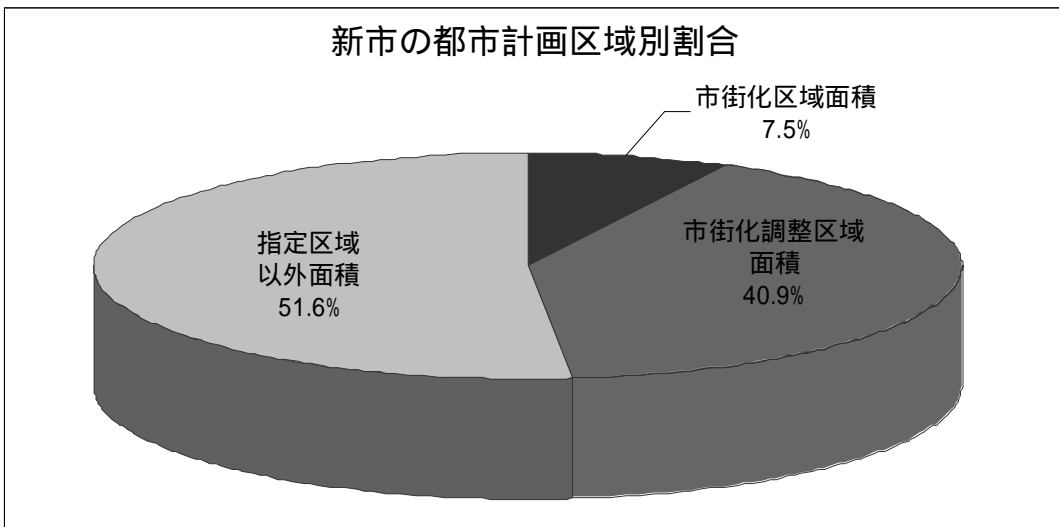
雑種地: ゴルフ場、遊園地、運動場、野球場、競馬場、他それに類する区分
 その他: 墓地、境内、運河、水道用地、ため池、保安林、堤、公園、公衆用道路

資料: 平成15年新潟県統計データハンドブック

(7) 都市計画区域

新市における都市計画区域面積は、行政面積の48.5%にあたり、市街化区域面積は7.5%となっています。
人口集中地区面積は、行政面積のうちの3.7%にあたります。

| 市町村名 | 行政面積 | 都市計画区域面積 | 都市計画区域面積割合(%) | 用途地域面積 | 用途地域面積割合(%) | 市街化区域面積 | 市街化区域面積割合(%) | 市街化調整区域面積 | 人口集中地区面積 | 人口集中地区面積割合(%) | 指定区域以外面積 |
|------|--------|----------|---------------|--------|-------------|---------|--------------|-----------|----------|---------------|----------|
| 長岡市 | 26,245 | 22,000 | 83.8 | 3,947 | 15.0 | 3,937 | 15.0 | 18,063 | 2,190 | 8.3 | 4,245 |
| 中之島町 | 4,255 | 2,700 | 63.5 | 184 | 4.3 | 184 | 4.3 | 2,516 | - | - | 1,555 |
| 越路町 | 5,844 | 1,900 | 32.5 | 159 | 2.7 | 159 | 2.7 | 1,741 | - | - | 3,944 |
| 三島町 | 3,647 | 1,700 | 46.6 | 121 | 3.3 | 121 | 3.3 | 1,579 | - | - | 1,947 |
| 山古志村 | 3,983 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,983 |
| 小国町 | 8,615 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 8,615 |
| 寺泊町 | 5,816 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 5,816 |
| 新市計 | 58,405 | 28,300 | 48.5 | 4,411 | 7.6 | 4,401 | 7.5 | 23,899 | 2,190 | 3.7 | 30,105 |



資料：平成15年新潟県の都市計画